資料４

「堺市一般廃棄物処理基本計画」の改定について

１．計画の位置付け・趣旨

「堺市一般廃棄物処理基本計画」は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第６条第１項の規定に基づく法定計画であり、本市が長期的な視点に立ってごみの排出抑制及び適正な処理を進めるための基本的な方向性を定めたもの。

２．改定の経過

2024（令和 6）年 10 月 25 日	堺市廃棄物減量等推進審議会（第 13 期）に諮問 「堺市一般廃棄物処理基本計画」の改定について
（以降、2025（令和 7）年 9 月 24 日までに審議会２回及び検討部会４回を開催）	
2025（令和 7）年 9 月 25 日	堺市廃棄物減量等推進審議会（第 13 期）から答申
2025（令和 7）年 12 月 16 日 ～2026（令和 8）年 1 月 15 日	計画（改定案）についてのパブリックコメント実施
2026（令和 8）年 3 月	堺市一般廃棄物処理基本計画　改定

３．計画の概要

○計画期間

2026（令和 8）年度～2035（令和 17）年度の 10 年間

※5 年後の 2030（令和 12）年度に必要な見直しを実施

○基本理念

ともにつくる環境負荷の少ない「循環型都市・堺」

～ウェルビーイングの実現をめざして～

○基本方針

１）4R の更なる推進

２）ごみに関わる多様な主体の連携・協働

３）環境に配慮した安全・安心で安定的な処理体制の構築

○計画目標

項目	2024（令和 6）年度 （基準）	2030（令和 12）年度 （中間目標）	2035（令和 17）年度 （最終目標）
清掃工場搬入量	21.0 万トン	18.9 万トン	17.7 万トン
１人１日当たり 家庭系ごみ排出量	559 グラム	510 グラム	489 グラム
１日当たり 事業系ごみ排出量	184 トン	170 トン	161 トン
最終処分量	1.7 万トン	1.5 万トン	1.4 万トン

○主な施策

・家庭系ごみの減量化・リサイクルに関する情報発信の強化
・事業系ごみの減量化・リサイクルに関する情報発信の強化
・食品ロスをはじめとする家庭系生ごみの削減
・使い捨てプラスチックの削減
・リユースの促進
・ごみと資源の分別徹底
・プラスチック資源循環の更なる促進
・家庭系古紙類の回収強化
・事業系古紙のリサイクルルートの確保
・新たなリサイクル手法の検討
・環境教育や環境学習の推進
・事業系一般廃棄物のリサイクル体制の整備
・事業系食品廃棄物の削減
・地域美化の推進
・ごみ分別収集運搬体制の見直し
・ごみの排出方法の周知や指導の徹底
・高齢者や外国人住民等への対応
・家庭ごみ有料化の検討
・ごみ処理手数料の改定の検討
・中間処理施設整備の推進
・廃棄物発電等の熱エネルギーの有効利用
・焼却施設等の適正な維持管理
・災害に備えた処理体制の構築
・最終処分場の確保

４．進行管理

今後 10 年間（2026～2035 年度）に取り組む具体的な施策について、「堺市一般廃棄物処理基本計画 ごみ減量プラン（2026-2035）」に基づき、毎年度、進捗状況の把握及び施策の評価・検証を行う。あわせて、その結果を廃棄物減量等推進審議会に報告し、公表する。